

短時間でできる

校 内 研 修

いじめに関する理解を深めよう!



令和3年7月

群馬県教育委員会

解答編

① いじめの定義

【チェック】

□ いじめの定義に関する4要素

- (1) 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も(① 児童生徒)である。
- (2) AとBの間に一定の(② 人的関係)が存在する。
- (3) AがBに対して(③ 心理)的又は(④ 物理)的な影響を与える行為をした。
- (4) 当該行為の対象となったBが(⑤ 心身の苦痛)を感じている。

【まとめ】

○ 次のうち、学校いじめ対策組織により「いじめ」として認知し、組織的に対応しなければならない事例全てに「○」を付けましょう。

ア Aさんが、学校帰りに見知らぬ大学生から金銭を要求され、苦痛を感じた。

※ 大学生は「児童生徒」ではないため、定義には当たらない。

イ Aさんが、塾帰りに同じ塾に通う他校の生徒から金銭を要求され、苦痛を感じた。

ウ 誰か分からない人物が、インターネットの掲示板にAさんの中傷する内容を書き込み、Aさんは苦痛を感じた。

エ パニックを起こして暴れた同じクラスのBさんの手が、たまたまAさんに当たり、Aさんは苦痛を感じた。

オ 自分の思い通りにならないと急に大きな声を出す同じクラスのCさんの行為に対して、Aさんは「怖い」と担任に伝えた。

＜まとめ解答＞ イ、ウ、エ、オ

② 学校及び学校の教職員の責務

【チェック】

□ いじめの認知

学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ（① 迅速）に対処する責務があることから、担任など一部の教職員だけで対応はせず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、いじめを認知した上で対応を協議することが必要である。

□ 関係者との連携

児童生徒の（② 保護者）、地域住民、児童相談所その他の関係者との（③ 連携）が法的に求められており、速やかに情報共有を行い対処することが必要である。

【まとめ】

○ 教職員の対応として、適切なもの全てに「○」を付けましょう。

ア 保護者からいじめについての相談があるとの申出があったため、いじめ対策組織に報告の上、速やかに面接の機会を設定した。

イ 生徒は「大丈夫」と話していたが、いじめを受けていると思われるため、学校いじめ対策組織に報告して対応を協議した。

ウ いじめと思われる行為を確認したが、確信を持てなかったため、学校いじめ対策組織には報告せず、しばらく様子を見ることにした。

※ 疑いが生じた段階で必ず学校いじめ対策組織に報告する。その後、学校いじめ対策組織でいじめを認知し、調査を行い、対応を協議する。

<まとめ解答> ア、イ

③学校におけるいじめの早期発見

【チェック】

- 「いじめ」はどの児童生徒にも起こりうるものであり、どの児童生徒も(① **被害**)者にも(② **加害**)者にもなりうるという事実を踏まえておくことが大切である。
- 「いじめ」の早期発見のためには、定期的な(③ **アンケート**)調査だけでなく、日常的に児童生徒の様子や会話等を把握したり、児童生徒一人一人との(④ **個別面談**)を実施したりすることも必要である。
- いじめられている児童生徒から事実関係の聴取を行う際には、自尊感情を高めるよう留意するとともに、個人情報の取扱い等、(⑤ **プライバシー**)には十分に留意する。

【まとめ】

○ いじめに関する学校の対応について、適切なもの全てに「○」を付けましょう。

ア いじめに係る相談の連絡先については、各学校のホームページに掲載されていればそれ以外の手段で伝える必要は特にない。

※ 学校通信を活用したり、地域の回覧板を活用したりして、学校の取組を周知することも重要である。

イ 児童生徒からいじめ(疑いを含む)に係る情報の報告・相談があった際には、直ちに情報を学校いじめ対策組織に報告する必要がある。

ウ いじめの早期発見のためには、定期的なアンケート調査や個別面談を実施していれば十分である。

※ 休み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童生徒の間で日常行なわれている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したりすることなども重要である。

<まとめ解答> イ

④学校におけるいじめの防止等のための組織

【チェック】

- 児童生徒や保護者等から、いじめの疑いやいじめ事案の訴え等があった場合には、担任や学年団だけで対応せず、速やかに学校いじめ対策組織に通報し、(① **組織**) 的な対応を行うことが求められている。
- いじめの未然防止や早期発見の取組、いじめの(② **認知**)、調査、対応、いじめの(③ **解消**)の判断等については、全て学校いじめ対策組織で行う。
- いじめ事案発生時のみならず、平時より学校いじめ対策組織が**実効的**に機能しているかが大切である。学校いじめ対策組織を**定期的**に開催し、児童生徒の情報共有を図るなどし、未然防止や早期発見に資する取組も**組織的**に行う。

【まとめ】

- 学校が設置するいじめの防止等の対策のための組織について、適切なもの全てに「○」を付けましょう。
 - ア いじめの疑いを把握した際の対応だけでなく、アンケート調査や個別面談についても、学校いじめ対策組織の活動の一つとして実施している。
 - イ 軽微ないじめ事案については、学年主任の判断により学校いじめ対策組織には報告せず、学年で事実関係を確認し、担任及び学年主任が指導している。
※ 軽微ないじめ事案であっても、学校いじめ対策組織に報告し、学校いじめ対策組織が調査・対応を行う。
 - ウ 運営委員会終了後に学校いじめ対策組織を開催し、いじめ事案が発生していなくても生徒の情報交換等を行っている。
 - エ 生徒指導主事を中心に運営しており、事案の状況によっては、管理職には報告せず
※ 校長を中心に運営する。
生徒指導主事の判断で対応するケースもある。
※ 学校いじめ対策組織に報告し、組織で対応する。
 - オ いじめの疑いを把握した際、迅速に対応するため、校長の判断により、出席できる委員で委員会を開くようにしている。

<まとめ解答> ア、ウ、オ

⑤ いじめに対する措置

【チェック】

□いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びや(① **オ**)を装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、「いじめではないか」との疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり(② **イ**)したりすることなく、いじめを積極的に(③ **ア**)する。

(ア 認知 イ 軽視 ウ 重視 エ けんか オ ふざけあい)

□いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、特定の(① **ウ**)で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、(② **ア**)とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の(③ **オ**)の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

(ア 毅然 イ 漫然 ウ 教職員 エ 保護者 オ 人格)

□いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う際、いじめられた児童生徒にも(① **オ**)があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、(② **イ**)を高めるよう留意する。また、児童生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行っていく。また、家庭訪問等により、その日のうちに(③ **エ**)に事実関係を伝える。いじめられた児童生徒やその保護者に対し、徹底して(④ **ウ**)ことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

(ア 内密 イ 自尊感情 ウ 守り通す エ 保護者 オ 責任)

【まとめ】

○ いじめに関する学校の対応について、適切なもの全てに「○」を付けましょう。

ア クラスの複数の生徒が、プロレスごっこをしていたのを見つけた担任は、やられ役になっていた生徒に「大丈夫か」と聞いたら「大丈夫です」と答えたので、特段の対応を行わなかった。

※ いじめの可能性を否定せず、被害生徒の心情に寄り添った対応を行う。

イ 生徒から担任にいじめの訴えがあり、担任が関係する生徒に事情聴取を行ったところ、生徒が「ふざけ合っただけである。」と主張したので、担任は学校いじめ対策組織に報告しなかった。

※ 調査は学校いじめ対策組織として実施し、調査結果は組織内で共有する。

ウ 被害生徒が加害生徒を絶対に許さないと言っているので、学校は、加害生徒に退学を勧めた。**※ 進路変更の指導を行うのは、全ての指導が尽きたときのみである。**

エ いじめられた生徒の保護者に、その日のうちに、いじめの概要、児童生徒を徹底して守り通すこと、秘密を守ることを伝えた。

<まとめ解答> エ

⑥ 重大事態への対処

【チェック】

- 「いじめにより」とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項の各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が、当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
例えば、
○ 児童生徒が（① 自殺）を企図した場合
○ （② 心身）に重大な傷害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合
○ 精神性の疾患を発症した場合
などのケースが想定される。
- いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間（③ 30）日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して（④ 欠席）しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に（⑤ 調査）に着手することが必要である。

【まとめ】

- 重大事態に関する学校等の対応について、適切なもの全てに「○」を付けましょう。
- ア 重大事態は、事実関係が全て確定した段階で重大事態としての調査・対応を開始する。
※ 疑いが生じた段階
- イ 重大事態が発生した場合、学校の設置者を通して、地方公共団体の長（県立学校は知事）へ重大事態が発生した旨を報告する義務がある。
- ウ いじめによる欠席が疑われた際は、速やかに学校いじめ対策組織に報告するとともに、欠席当初から家庭訪問を行う等、保護者と連携し、きめ細かな対応を行う。

<まとめ解答> イ、ウ